

日医発第 2159 号（健Ⅱ）
令和 5 年 2 月 15 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知依頼）

令和 5 年 2 月 10 日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの別添 1 から 3 までの事務連絡内容について、厚生労働省医政局より本会宛て周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

別添 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について
（別紙 1、2、参考（新旧対照表））

別添 2 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

別添 3 イベント開催等における感染防止安全計画等の導入について
（改定その 10）

事務連絡
令和5年2月14日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを受け、別添1から3まで、周知依頼がまいりました。

貴会におかれましては、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

- 別添1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について
(別紙1、2、参考)
- 別添2 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
- 別添3 イベント開催等における感染防止安全計画等の導入について（改定その10）

基本的対処方針が変更されたこと等を踏まえ、新たな基本的対処方針に基づく感染症対策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和5年2月10日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

(別紙1) マスク着用の考え方の見直し等について

(別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和5年2月10日変更）

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）

担当者：武内、入野、鈴木、上田、柴山、伊原

直通 03 (6257) 1309

e-mail g. sinngatainnfuru. taisaku001@cas. go. jp

マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時
（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の実態を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和5年2月10日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更	現 行
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和5年<u>2月10日</u>変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>目次（略）</p> <p>序文（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 （1）新型コロナウイルス感染症の特徴 （略） なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和5年<u>2月9日</u>までに、合計<u>32,879,625</u>人の感染者、<u>70,185</u>人の死亡者が確認されてい</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日（令和5年<u>1月27日</u>変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>目次（略）</p> <p>序文（略）</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 （1）新型コロナウイルス感染症の特徴 （略） なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和5年<u>1月26日</u>までに、合計<u>32,310,939</u>人の感染者、<u>66,707</u>人の死亡者が確認されてい</p>

<p>る。</p> <p>(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)</p> <p>(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 (略)</p> <p>(4) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>(5) 令和3年9月の感染収束 (略)</p> <p>(6) オミクロン株の発生と感染拡大 (略)</p> <p>(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し (略)</p> <p><u>(8) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更</u> 「<u>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について</u>」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を決定し、オミクロン</p>	<p>る。</p> <p>(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)</p> <p>(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 (略)</p> <p>(4) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>(5) 令和3年9月の感染収束 (略)</p> <p>(6) オミクロン株の発生と感染拡大 (略)</p> <p>(7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとした。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

(1) 医療提供体制の強化 (略)

(2) ワクチン接種の促進 (略)

(3) 治療薬の確保 (略)

(4) 感染防止策

(略)

基本的な感染対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離で

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

(1) 医療提供体制の強化 (略)

(2) ワクチン接種の促進 (略)

(3) 治療薬の確保 (略)

(4) 感染防止策

(略)

基本的な感染対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離で

の会話や発声が行われる) という3つの条件をいう。以下同じ。)の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。

このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）で示された「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すこととする。

- ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
- ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取

の会話や発声が行われる) という3つの条件をいう。以下同じ。)の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。

（新設）「マスクの着用」（新設）については、屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律

扱)

- ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。
- ③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。
- ④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用することとする。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日ま

には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

での間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いします。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いことがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・ 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換

気」等の励行について呼びかけることとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ
が変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止
となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこと
となる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な
感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び
事業者の取組みを支援していくこととする。

(略)

1) 緊急事態宣言の発出及び解除

(緊急事態宣言発出の考え方)

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、令和3年11月8日の新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「コロナ分科会」という。）提言におけるレベル（以下「旧レベル」という。）3相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が（削除）基本的対処方針分科会（削除）の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。なお、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的な

(略)

1) 緊急事態宣言の発出及び解除

(緊急事態宣言発出の考え方)

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、令和3年11月8日の新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「コロナ分科会」という。）提言におけるレベル（以下「旧レベル」という。）3相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。

つながり等を考慮する。

(略)

2) まん延防止等重点措置の実施及び終了 (略)

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

(略)

1) 国民への周知等 (略)

2) 医療機関・高齢者施設等、学校・保育所等における感染対策

① 医療機関・高齢者施設等 (略)

② 学校・保育所等

(略)

(学校における取組)

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。次に掲げる事項に留意する。①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒

なお、緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会経済的なつながり等を考慮する。

(略)

2) まん延防止等重点措置の実施及び終了 (略)

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

(略)

1) 国民への周知等 (略)

2) 医療機関・高齢者施設等、学校・保育所等における感染対策

① 医療機関・高齢者施設等 (略)

② 学校・保育所等

(略)

(学校における取組)

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導する。その上で、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業ではマスクの着用は必要ないこ

に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。②地域や学校における新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年4月1日より適用するものとする。

- ・ 上記の適用時期にかかわらず、同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の留意事項を示すこととする。

(略)

(保育所・認定こども園等における取組)

(略)

- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活

と、気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導する。加えて、運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じつつ、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。

(新設)

(略)

(保育所・認定こども園等における取組)

(略)

- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活

動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。

- ・ 2歳未満児のマスク着用は奨めない。

2歳以上児についても、マスクの着用は求めない。
あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとする。以上のマスクに関する取扱いについては、令和5年3月13日より適用するものとする。

(削除)

動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。

- ・ 2歳未満児のマスク着用は奨めない。

2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。

- ・ なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子供の体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させること。さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、

<p>(略)</p> <p>3) 保健医療への負荷が高まった場合の対応 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報提供・共有 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種 (略)</p> <p>(3) サーベイランス・情報収集 (略)</p> <p>(4) 検査 (略)</p> <p>(5) まん延防止 (略)</p> <p>(6) 水際対策 (略)</p> <p>(7) 医療提供体制の強化 (略)</p>	<p><u>適切な運用につなげる。</u></p> <p>(略)</p> <p>3) 保健医療への負荷が高まった場合の対応 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 情報提供・共有 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種 (略)</p> <p>(3) サーベイランス・情報収集 (略)</p> <p>(4) 検査 (略)</p> <p>(5) まん延防止 (略)</p> <p>(6) 水際対策 (略)</p> <p>(7) 医療提供体制の強化 (略)</p>
--	--

<p>(8) 治療薬の実用化と確保 (略)</p> <p>(9) 経済・雇用対策 (略)</p> <p>(10) その他重要な留意事項 (略)</p> <p>(別添) 事業の継続が求められる事業者 (略)</p>	<p>(8) 治療薬の実用化と確保 (略)</p> <p>(9) 経済・雇用対策 (略)</p> <p>(10) その他重要な留意事項 (略)</p> <p>(別添) 事業の継続が求められる事業者 (略)</p>
--	--